破産手続廃止

平成２３年（フ）第６３号
京都府宮津市字須津23番地の101
破産者　有限会社柴田組
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２１９号
三重県四日市市西山町7770番地７
破産者　矢田　　哲
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
三重県四日市市三重９丁目２番地38棟―205号、開始決定時の住所三重県四日市市鵜の森２丁目３番18号ラ・テラ鵜の森７Ｂ
破産者　ＳＴＡＮＤ！こと　伊藤　光雄
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
三重県四日市市富州原町５番13号
破産者　合資会社富岡屋
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
三重県四日市市堀木１丁目５番地10
破産者　株式会社東海トータルサービス
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
三重県いなべ市北勢町東村70番地１
破産者　齋藤　信光
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
大阪府大東市明美の里町１番12号、開始決定時の住所三重県四日市市日永五丁目１番43号
破産者　加治屋　亮
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
三重県四日市市西松本町22番５号
破産者　高尾　淑子
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０４０号
福岡市早良区荒江２丁目12番22号
破産者　株式会社志摩ホーム
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５５号
福岡県朝倉郡筑前町森山1443番地
破産者　有限会社セイコーライン
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３１号
福岡市南区塩原３丁目16番13号
破産者　小野屋フーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１号
栃木県宇都宮市鶴田町1857番地11
破産者　添田　健夫
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市細谷１丁目１番37号　サンハイツアーデルＤ202、前住所栃木県宇都宮市東峰町3442番地17　ハピエル福田201
破産者　寺澤　　修
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１３号
埼玉県三郷市新和５丁目298番地
破産者　有限会社安東工務店
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
埼玉県越谷市宮本町５丁目28番地１キャピタルⅢ207号
破産者　株式会社ＳＯＳ団
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
静岡県伊豆市熊坂299番地
破産者　有限会社大楠
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
静岡県熱海市泉276番地の181
破産者　有限会社伸栄住建
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
愛知県岩倉市大地町深田29番地
破産者　株式会社エーストレード
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１１６号
福岡県春日市上白水２丁目72番地
破産者　有限会社古賀冷機
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７５号
福岡県田川郡添田町大字添田2471番地
破産者　日興ハーネス有限会社
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７７４号
熊本県合志市須屋325番地、商業登記簿上の本店所在地熊本市世安町135番地
破産者　株式会社梟の森
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部